

生活困窮者支援制度に ついて勉強会を行いました



3月のゆめ会議では中区福祉保健センター巻口担当部長から生活困窮者自立支援制度の説明をしていただきました。この制度は今年の4月より全国で開始されますが、中区役所では25年度より先行実施しています。中区の相談窓口は3階になります。

寿地区に関わる場所では、「はまかぜ」「仕事チャレンジ講座」「寿地区寄り添い型学習等支援事業」もこの制度の中に組み込まれています。

仕事や生活の心配ごとを 一緒に解決していきましょう

仕事が見つからない
仕事が続かない
しばらく仕事をしていないので心配

借金のごとで悩んでいる
家計の状況を見直したい

仕事
の支援

お金
のやりくり

生活
の再建

自立のための訓練を受けたい
目の前の問題を解決して、
また働きたい

仕事を辞めたので、家賃の
支払いが心配
生活に困っているが、どこに
相談したらよいかわからない

3つのSTEP



STEP 1

悩みごと・心配ごとをお聞かせください。
自立生活支援員が相談に乗
り、一緒に課題を整理して
いきます。



STEP 2

課題を解決するためのプラン
を作成しましょう。
就労支援、家計相談、就労訓
練などの支援メニューがあり
ます。具体的な目標と一緒に
考えます。



STEP 3

課題を解決しながら、自立を
目指しましょう。
仕事が決まった後も、収支の
安定など、目標が達成できる
まで、サポートを行います。



ご相談は、**横浜市中区役所3階** 生活支援相談窓口へ



仕事
の支援

ジョブスポットなどで、職業相談や職業紹介を行います。
履歴書の書き方など、就職活動に関するアドバイスを行います。
就労に不安のある方には、就労体験や就労訓練などの支援メニューも用意
しています。
★ジョブスポットとは…区役所の福祉部門とハローワークが連携し、区役所の中で就労支
援を行う窓口です。ハローワークの職員が担当制で、職業相談・
職業紹介を行います。

お金
のやりくり

司法書士とファイナンシャルプランナーが、家計の
見直し・借金の整理・お金のやりくりなどについて継続的に支援します。

生活
の再建

家賃の支払いにお困りの方は、住宅支援給付制度を利用できる場合があり
ます（支給条件等、詳細はご相談ください）。
相談内容に応じて、区役所内外の関係機関と連携
しながら、解決に向けて支援します。

Q 誰でも相談できますか？

A 中区在住で、経済的に困りの方ならどなたでもご相談できます。
ただし、生活保護受給中の方は対象外です。

Q 仕事のあっせんはしてくれませんか？

A 生活支援相談窓口で、仕事のあっせんはしていません。ジョブスポットなどでの職業紹介を行います。

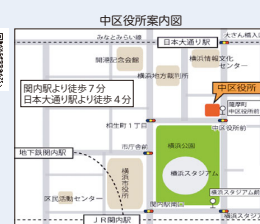
Q お金の支給はありますか？

A 住宅支援給付制度のみ給付があります。（給付条件があります。）

お気軽に
ご相談ください。

TEL 045-224-8250

横浜市中区役所3F 生活支援相談窓口
【開設時間】 月～金（祝日・年末年始を除く）
8:45～12:00 13:00～17:00
〒231-0021 横浜市中区日本大通35
EMAIL: na-seikatsu-shien@city.yokohama.jp



平成26年3月編

寿地区に住む要介護5の人の 生活を知ろう！

2月26日に寿地区の要介護認定を受けている方の生活の状況等を知る目的でこの会を行いました。

会では実際に寿地区で生活する要介護5認定を受けている方に話をして頂きました。寿地区で介護度が高い方がどういう思いで生活しているか、貴重なお話を聴く事ができました。



この他、ヘルパー・ケアマネ・訪問看護師から、介護度が高い方が寿地区で生活できるか否かの判断基準や、生活する上での留意点、介護の視点からみた寿地区の強みと弱み等のお話をして頂きました。

最後に参加者の意見交換会を行いました。